

徳島市農業委員会農地部会会議録

徳島市農業委員会農地部会の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成29年3月30日（木） 15時15分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

3 議事内容

付議案件

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について |
| 第5号議案 | 農用地利用集積計画の承認について |

報告事項

1. 農地法第3条第1項の規定に基づく届出について
2. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
3. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
4. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
6. 農地法第18条第6項の処理について
7. 農地改良届について
8. 農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について
9. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
10. 民事執行法による売却に係る照会に対する回答について
11. 転用届出の取消について（農地法第4・5条）

4 出席委員

1番	岸本	昇
2番	大平	雅義
3番	中野	耕一
4番	金澤	敬治
5番	能田	義弘
6番	西	一
7番	山本	孝
8番	佐々木	永薫
9番	森	政雄
10番	品山	昌美
11番	藤本	裕造
12番	坂東	政義
13番	野口	芳久
14番	近藤	浩二
15番	竹内	敬二
16番	山本	喜代治
17番	欠員	
18番	黒田	達哉

平成29年3月 徳島市農業委員会農地部会 議事録

平成29年3月30日 15時15分から
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

- 議長 　　ただ今から、平成29年3月徳島市農業委員会農地部会を開会いたします。
　　本日の部会は、部会所属委員17名のうち過半を超える17名が出席しており、会議が成立しております。
　　はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。
- 全員 　　異議なし。
- 議長 　　異議がないということですので、本日の議事録署名者は、2番・大平雅義委員、8番・佐々木永薫委員にお願いします。
　　それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。
- 議長 　　では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。
　　なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。
　　農業委員会法第31条及び部会議事規則11条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、私、岸本が退席いたしますので、第1号議案については、森職務代理が進行いたします。
　　なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。
- 職務代理 　　それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員 　　それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。
　　議案書1ページをお開きください。
　　全ての申請について法定の添付書類は整っております。
　　農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われ
　　れます。
　　耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。
　　なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により、売買で農地1筆の所有権を移転しようとするものです。

譲受人の耕作面積は許可後、144aに至るもので、許可後は、花卉の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人と譲受人との間で、贈与により、農地1筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後、165aに至るもので、許可後は、水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人と譲受人との間で、別世帯の後継者への一括贈与により、農地4筆の所有権（持分）を移転しようとするものです。

譲受人の耕作面積は許可後、63aに至るもので、許可後は、今までどおり水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人と譲受人との間で、賃借権を移転しようとするものです。

賃借権の移転について、賃貸人からの同意書の添付があります。

譲受人の耕作面積は許可後、110aに至るもので、許可後は、水稻の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人と譲受人との間で、労力不足による経営縮小のため、売買で農地1筆の所有権をしようとするものです。

譲受人の耕作面積は許可後、84aに至るもので、許可後は、ハウレン草やタマネギ等の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上5件で、対象地は、田9, 171㎡、畑367㎡、計9, 538㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

職務代理 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

職務代理 それではご発言が無いようですので、採決いたします。
第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

職務代理 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。
参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

議長 それでは、次の審議に移ります第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。
議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が農業用倉庫に転用するものです。

立地基準については、10ha以上の規模の一団の農地の区域で、区画面積・形状等が営農に適している甲種農地に区分されますが、転用目的が農業用施設であるため、農地法施行令第4条第1項第2号イの不許可の例外規定に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。

一般基準について、申請人は、自宅から申請地までが遠距離であるため、申請地の一部に農業用倉庫を新築し、新たに農業機械の購入も検討して農業経営の拡大を図るもので、転用の必要性・確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第2号議案は以上1件で、田が340㎡です。

転用目的の内訳は、その他施設用地が340㎡です。

ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第2号議案については本案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、現在、実家に居住していますが、子供の成長とともに手狭となったため、住宅の建築を考え、適地を探していたところ、実家にも近く環境も良いことからこの地に計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、妻の実家の手伝いの必要もあるため、適地を探していたところ、実家にも近く環境も良いことからこの地に計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、譲受人が所有権の移転を受けて、機械修理業を営む店舗に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準について、譲受人は、工作用機械の販売及び修理業等の業務を行っておりますが、業務拡大とともに新しく店舗を建築することを計画し、適地を探していたところ、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天駐車場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、不動産業等を営んでおり、近隣の医療法人が駐車場不足のため賃貸借する予定で、この地に計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

5番と6番は、譲受人、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。

この2件は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、土木、建築工事業等を営んでおり、事業拡大に伴う新規資材置場を探していたところ所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月13日に上八万地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。

7番から10番は、譲受人、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。これら4件は、一時転用で、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、四国横断自動車道建設において隣接地域の地盤調査を行う必要があるため、試験盛土をする計画です。転用期間は、許可日から3年間とのことです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、四国横断自動車道建設を請け負い、地盤調査を行う必要からこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えていますが、公共性があることから、地区審査は実施していません。

11番と12番は、譲受人、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。この2件は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天貸資材置場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、徳島県内で不動産賃貸、管理業等を営んでおります。事業拡大に伴う新規資材置場を探していた取引先と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月17日に川内地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

13番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、庭と菜園に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、隣地に居住していますが、水路と居宅にはさまれたこの地を利用できないか、話したところ話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

14番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準について、譲受人は、現在賃貸住宅に住んでおりますが、家財道具も増え手狭になってきたため、住宅の建築を計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

15番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準について、譲受人は、現在賃貸住宅に居住しておりますが、家財道具も増え手狭となってきたため、住宅の建築を計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要

性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

16番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、飲食店舗へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、新しくしゃぶしゃぶ・焼肉店を開業することを計画し、適地を探していたところ、幹線道路にも近く、集客も見込めるこの地に計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

17番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、土木、建築工事業等を営んでおり、事業拡大に伴う新規資材置場を探していたところ所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月15日に南井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側4名により地区審査を実施しました。

18番は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル520枚、出力99.0kW規模のもので、事業費総額3,700万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第3号議案は、18件で、田11,806.02㎡、畑5,565㎡で、計17,371.02㎡。

転用目的の内訳は、住宅用地1,324.02㎡、その他施設用地16,047㎡になります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、5番と6番案件の地区審査に参加していただいた、上八万地区の佐々木委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

佐々木委員 5番と6番の地区審査について説明をいたします。今月13日の午前10時から5番と6番の案件で地区審査を実施いたしました。

参加者は川人委員さんと私の委員2名と、転用者側3名、事務局2名の7名です。

場所は、上八万小学校から北へ約250mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をして露天資材置場に転用しようとするものです。

また、農振法の除外については、平成29年の2月に除外になっているとのことです。

土地の造成については、良質な山土で進入路と同じ高さまで盛り土し、整地して、建設資材、建設機械等の資材置場にしようとする計画で、隣接する農地には擁壁を設置して、被害が及ばないようにするとのことです。また、排水については、雨水のみで、東側の既存の水路へ排水する計画で、水路を管理する地元の水利組合と協議は整っているとのことです。

結論として、今回の2件の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、上八万地区の委員は一致して、許可

やむを得ないとの心証を持ちました。
報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして、11番と12番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の藤本委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

藤本委員 報告させていただきます。今月17日の午前10時から地区審査を実施しました。参加者は清川委員さんと私の委員2名と、転用者側1名、事務局2名の5名です。場所は、新加賀須野橋から南へ約400mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、2件とも土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転してそれぞれ取引のある関連会社と契約して、露天資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の2月に除外されているとのこと。先月から同一所有者から申請が続いていますが、相続で農地を所有することになりましたが、本人は会社員で、事情で耕作できなくなったため、土地を手放すことになったとのことです。土地の造成については、道路高まで盛土して整地し、川内地区で資材置場を探していた業者に賃貸借する計画です。排水についてですが、雨水のみで地下浸透になりますが、処理しきれない分は、東側の既存の水路に排水するとのこと。排水の同意についてですが、地元の川内土地改良区、吉野川土地改良区より、同意を得ております。結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして、17番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 地区審査の心証についてご報告いたします。今月15日の午前11時から地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は鎌田委員さんと私の委員2名と、転用者側4名、事務局2名の8名で地区審査を実施しました。場所は、南井上小学校から南に約800mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をし、露天資材置場にするということです。譲受人は現在土木工事、建築工事業等の業務を行っていますが、業務拡大とともに現在の資材置場が満杯状態で手狭となり、新たな資材置場を探していたところ幹線道路に近く、利便性も良いことからこの地を利用できないか、と、問い合わせしたところ、話がまとまり今回の申請になったとのこと。土地の造成については、道路高まで盛土し、周囲をコンクリート擁壁で囲み、整地して、建設残土、クラッシャー等の置場とするとのこと。周辺の農地や水路、道路へ土砂が流出しないように十分な対策をしています。排水については、雨水のみで、地元の水利組合とも話して調整済であるとのこと。周辺の農地に対する被害防除措置についても問題はないと思われますので、南井上地区の委員は一致して転用もやむを得ないとの心証を持ちました。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、18番案件の地区審査に参加していただいた、北井上地区の近藤委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

近藤委員 地区審査の心証についてご報告いたします。18番の案件を、今月15日の午前10時から地区審査を実施しました。

参加者は朝田委員さんと私の委員2名と、転用者側3名、事務局2名の7名です。

場所は、名田橋南詰から西へ約1,100mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない、小規模の農地で、第2種農地に区分されるということです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、太陽光発電施設へ転用しようとする計画です。

譲受人は、売電事業を営んでおり、付近に高い建物もなく、日当たりの良いこの地の所有者と話がまとまり、このたびの申請に至ったとのことでした。

土地の造成については、クラッシャーランで盛土して、整地し、申請地の周囲にネットフェンスを設置し、周辺の農地や水路、道路へ影響がないように配慮するとのことでした。

排水についてですが、雨水のみで、従前どおり、地下浸透及び南側の既存の排水溝から水路に排水するとのことでした。

用水を管理する地元の土地改良区と協議は整っております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件も満たしているため、北井上地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第3号議案については全番案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第4号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第4号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。

議案書6ページをお開きください。

今月の申請は2件でございます。

対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っております。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第4号議案は以上2件で、対象地は、田●●●m²、畑●●●m²、計●●●m²となっております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。
第4号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第4号議案については全案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第5号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。

農業委員会法第31条及び部会議事規則11条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、大平雅義委員、谷川興一委員にご退席をお願いいたします。

なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第5号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書7ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われれます。

利用権設定の内、番号に下線付きのものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が18件、再設定が66件で合計84件となっており、そのうち、賃借権が68件、使用貸借権が16件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～10番が多家良地区・24筆・10件、11番～26番が 勝占地区・24筆・16件、27番・28番が八万地区・11筆・2件、29番が沖洲地区・1筆・1件、30番～34番が上八万地区・12筆・5件、35番～37番が入田地区・11筆・3件、38番～40番が不動地区・4筆・3件、41番～48番が 応神地区・11筆・8件、49番～61番が川内地

区・23筆・13件、62番～76番が国府地区・36筆・15件、77番～82番が南井上地区・12筆・6件、83番・84番が北井上地区・2筆・2件、となっております。

利用権設定については以上で、田128筆139,343.78㎡、畑43筆48,958.78㎡の合計171筆188,302.56㎡となります。

続きまして、所有権移転についてご説明します。

20ページをお開きください。

本案件は、それぞれ譲渡人から譲受人へ、売買により所有権が移転されるものです。

耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。

1番の譲受人の耕作面積は、取得後72aに至るものであり、取得後には対象地において野菜の栽培を行うとのことです。

2番の譲受人の耕作面積は、取得後106aに至るものであり、取得後には対象地において水稲・野菜の栽培を行うとのことです。

所有権移転については以上2件で、田1筆1,356㎡、畑1筆3,010㎡の合計2筆4,366㎡となります。

第5号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。
第5号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

議長 参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。
以上で付議案件の審議を終了します。
続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

職員 それでは報告事項についてご報告いたします。
議案書21ページをお開きください。
1番は、農地法第3条第1項第13項の規定に基づく届出について、でございます。1件、受理いたしました。
22ページをお開きください。
2番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について、でございます。23ページにわたって、4件、受理いたしました。
24ページをお開きください。
3番は、農地法第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について、ござ

います。1件、交付しました。

25ページにお移りください。

4番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。7件受理し、26ページに集計しております。

27ページにお移りください。

5番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。29ページにわたって、15件、受理いたしました。

30ページをお開きください。

6番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。農地の賃貸借契約について合意による解約がなされた旨の通知を、3件、受理いたしました。

31ページにお移りください。

7番は、農地改良届について、でございます。2件、受理いたしました。

32ページをお開きください。

8番は、農地の転用制限の例外(農地法第4条)による届出について、でございます。1件、受理いたしました。

33ページにお移りください。

9番は、地目変更登記に係る照会に対する回答について、でございます。2件、徳島地方法務局に回答いたしました。

34ページをお開きください。

10番は、民事執行法による売却に係る照会に対する回答について、でございます。1件、徳島地方裁判所に回答いたしました。

35ページにお移りください。

11番は、転用届出の取消について、でございます。3件、取消しました。

報告事項についての報告は以上でございます。

議長 報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

議長 それでは、以上をもちまして、平成29年3月徳島市農業委員会農地部会を閉会いたします。

次回は4月28日(金)の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

(閉会 16時20分)